

2024年度事業計画

(2024年4月1日～2025年3月31日)

1、事業活動方針

公益財団法人福島民友愛の事業団は、地域の社会的弱者を援護し、その支援する団体への助成やボランティアの普及啓発を行うことにより、社会福祉の増進に寄与する。

2、事業内容

(1) 心身障害児者を援護する事業（定款第4条第1項第1号事業）

歳末助け合いの一環として、広く県民から浄財を募り、心身障害児者の援護など社会福祉の充実に寄与する。

(2) 心身障害児者の支援活動に対する助成事業（定款第4条第1項第1号事業）

心身障害児者や体の不自由な人々の支援に携わる施設・団体の事業や活動を募集し、審査会の審査を経て、総額150万円以内の助成を行う。

(3) 女性の自立生活支援事業（定款第4条第1項第1号事業）

家庭内暴力などで保護施設に入所した女性が退所する際、自立して社会生活を送ることができるように必要な経費の一部を助成する。

(4) 社会福祉推進事業（定款第4条第1項第1号事業）

高齢者、障害児者、経済的に苦しい家庭の子どもなど社会的弱者の援護や支援活動に取り組んでいる団体の事業や活動を募集し、審査会の審査を経て、総額100万円以内の助成を行う。

(5) 社会福祉普及啓発事業（定款第4条第1項第2号事業）

聴覚障害者を支援するボランティアの育成を図るため、県聴覚障害者協会の協力を得て手話講座を開催する。

(6) 福祉活動顕彰事業（定款第4条第1項第2号事業）

高齢者、障害者、若者、子どもなど支援を要する人々に対し、地域において積極的にボランティア活動を続けている団体に総額50万円以内の奨励金を贈呈する。

(7) 各種災害時等における義援金受け付け事業（定款第4条第1項第3号事業）

大規模災害発生時に、新聞紙面の掲載などで義援金を募り、支援団体などを通じて義援金を被災者支援に充てる。

(8) 社会福祉を増進するための事業（定款第4条第1項第4号事業）

シンポジウムや講演会、講座などの開催を通して社会福祉に対する意識啓発を促す活動に取り組む。